

令和5年度 加古川市自殺対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下、「法」という。）及び「“生きる”を支えるまち かがわー加古川市自殺対策計画」（以下、「計画」という。）を踏まえ、依然として高い水準で推移している自殺者数の減少を図るため、相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の自殺対策事業を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、加古川市とする。ただし、加古川市が認める法人格を有する団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 相談事業 健康問題、経済・生活問題、労働問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施する。
 - (1) 自殺に関する悩みや、自殺の要因となる問題を抱えている者（以下「来談者」という。）に対して対面や電話、家庭訪問等において相談支援を行う。
 - (2) 相談内容に応じて、庁内の関係部局と連携を図り、伴走型支援やワンストップ型支援を行う。
 - (3) 他の分野の相談事業における来談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて、家庭訪問等を行う。
 - (4) メンタルヘルス向上を支援するため、既存の事業等において相談の場を設置する。
 - (5) 相談対応にあたる支援者や家族等の支援者の悩みを聞く機会や、情報共有・事例検討会等を開催する。
- 2 人材養成事業 自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門医や相談機関等につなぐことができる人材を養成する。
 - (1) 市民を対象にこころのサポーター養成講座を開催し、人材養成を行う。また、地域の団体へゲートキーパー養成をテーマとする出前健康講座を実施し、人材養成を行う。
 - (2) 民生委員・児童委員、関係機関職員、自殺対策に携わる加古川市職員を含む関係者に対して、研修や会議を通じて、生きるための支援に必要な知識や情報を提供・共有し、有機的な連携が図られるように人材養成を行う。
- 3 普及啓発事業 市民一人ひとりが自殺予防のために行動（「気づき」「つながり」「見守り」）ができるよう、自殺予防に関する普及啓発を行う。
 - (1) 関係機関へ計画を普及啓発する。
 - (2) 自殺予防週間（9月10日から16日）、自殺対策強化月間（3月）における懸垂幕の掲揚、ICTによる情報発信、各種事業におけるちらしの配布等により普及啓発する。
 - (3) 庁内外の様々な相談窓口で普及啓発ちらしを設置する。
- 4 次期加古川市自殺対策計画策定及び実態調査事業 自殺対策推進本部及び自殺対策連絡会議を実施し、関係機関のネットワークの構築及び計画推進状況の検証、評価

を行う。また、法に基づき、総合的かつ効果的な取組等をまとめた次期加古川市自殺対策計画を策定する。

- (1) 自殺対策推進本部及び自殺対策連絡会議の設置及び運営を行う。
 - (2) 加古川市の現状把握のための調査研究を行う。
 - (3) 次期加古川市自殺対策計画策定に必要な場を設置及び運営を行う。
- 5 若年層対策事業 児童生徒を含む若年層（40 歳未満）が、生活上の困難やストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身につけるための教育や啓発を行う。併せて、若年層に関わる市民や支援者への人材養成、普及啓発を行う。
- (1) 小学校や中学校の児童生徒、教職員、保護者を対象に出前健康講座を実施する。
 - (2) 県立高等学校や駅、商業施設等に相談カードを設置し、普及啓発を行う。
 - (3) はたちの集い等のイベントにおいて普及啓発を行う。
 - (4) 若年層に関わる市民を対象にイベントや街頭等で普及啓発を行う。
 - (5) 市職員、企業等若年層の支援者を対象に出前健康講座やゲートキーパー養成研修を実施する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。